

## 市民提案型身近な道路を良くする事業要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域に密着した身近な道路の安全安心の向上を図るとともに、市民の道路に対する関心を高め、市政への参加の推進を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 徳島市が管理する市道の改善個所について、市民等から様々な要望やアイデアを提案してもらい、その提案された内容について対応する。

### (対象となる施設)

第3条 本事業の対象となる施設は、徳島市が管理する認定市道とする。

### (対象となる改善内容)

第4条 本事業の対象となる改善内容は、地域の安全安心につながる改善対策等とする。

### (対象外の改善内容)

第5条 本事業で対象とならない改善内容等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 徳島市が管理する施設でないもの。
- (2) 公共性のないもの（特定の個人や団体等の利益に限られる工事）
- (3) 大規模工事や事業期間が複数年に渡るもの。
- (4) 関係法令や構造基準、技術基準と適合しないもの。

### (提案)

第6条 本事業の提案は、つぎの各号に掲げる者ができる。

- (1) 徳島市に在住の者
- (2) 徳島市に在勤、在学の者
- (3) 徳島市を所在地とする自治会、PTA、企業等の各種団体の者

2 本事業の提案は、別記様式第1号により行うものとする。

3 提案の受付方法は、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 来庁による受付
- (2) 郵送による受付
- (3) 電子メールによる受付

( 審査 )

第 7 条 提案された事業について、担当課で技術審査等を行い、事業実施するか否かの判断を担当課において行う。

( 通知 )

第 8 条 前条において判断された結果を別記様式第 2 号により提案者に通知する。

( 予算 )

第 9 条 本事業に要する経費は、担当課に配当された工事等関係予算等を使用する。ただし、予算の範囲内で実施するものとする。

( 広報 )

第 10 条 本事業の広報は、つぎの各号により実施する。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) その他、市長が特に必要とするメディア

( 事業担当部署 )

第 11 条 本事業の事業担当部署は、つぎのとおりとする。  
土木部道路維持課、土木部道路建設課及び経済部耕地課

( 情報 )

第 12 条 本事業により提案された内容等については、担当課においてその情報を集積し、今後の市道の維持管理に役立てることとする。

( アドバイザー )

第 13 条 「市民提案型身近な道路を良くするモデル事業」における審査委員は、本事業においてもアドバイザーとして協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。